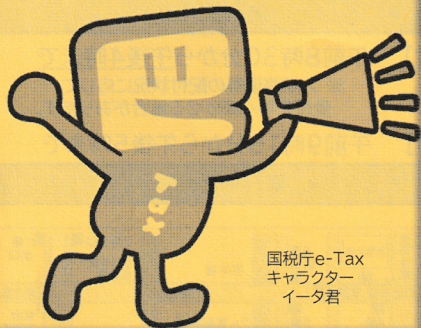


向島税務署からの お知らせ



国税庁e-Tax
キャラクター
イータ君

「」注意ください

確定申告会場が 変わります！

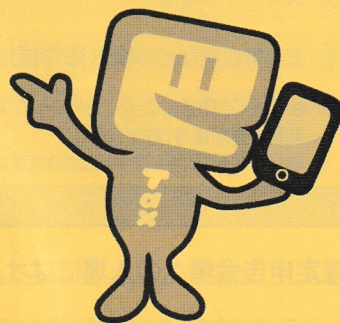
【会場】東京国税局1階(中央区築地5-3-1) R8.2.16～裏面参照

※ 向島税務署内に確定申告会場はありません。

でも大丈夫！

会場に行かなくても **スマホ** で

申告書 が作成できます！



確定申告会場は

ご

自

宅

です！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓



推奨ブラウザ



Safari



Google
chrome

マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談 ～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間		会 場(所在地)	事 前 申 込
令和8年2月2日(月)～2月13日(金) (土、日及び祝日を除きます。)		向島税務署1階 (墨田区東向島2-7-14)	事前申込サイト
受 付 時 間	対象者(注1)	そ の 他	
午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 (注2)	○ 持ち物は、裏面の「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を持参してください。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。	

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談がある方は、対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

会場が
変わります！

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は開場します。	東京国税局 1階 ※会場開設期間中は、向島 税務署では申告書の作成・ 相談は行っておりません。	中央区 築地5-3-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

必要なもの

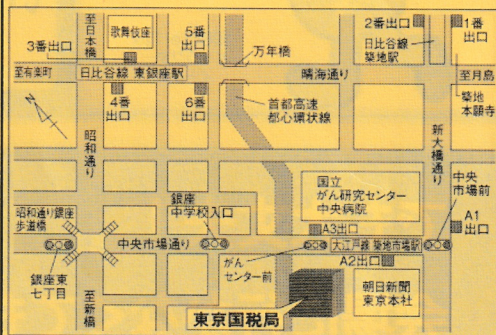
- ① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)
- ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォン
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ⑤ e-Taxで申告したことがある方は、次の番号がわかるもの
 - ・利用者識別番号(数字16桁)
 - ・暗証番号(英数字8文字以上50文字以内)

マイナンバーカード
のパスワードを失念
した方はこちら



※ 来場前に、
マイナンバーカードを利用した、
「マイナポータル連携」
の事前準備をお願いします。
(詳細は、表面をご覧ください。)

案内図



オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」
して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

ご注意ください！

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



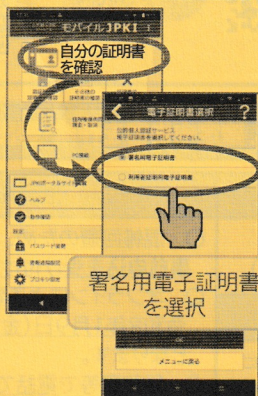
アプリはこちらから

iPhone

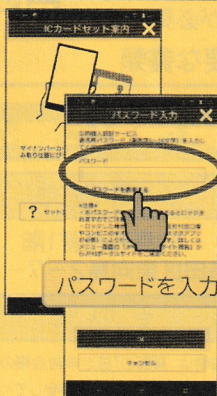
Android



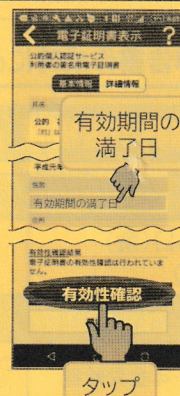
iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、Apple Inc.のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



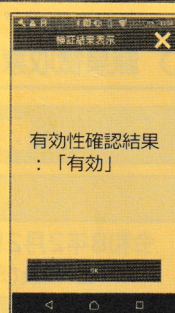
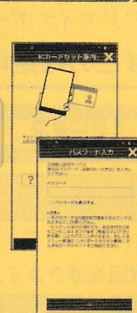
署名用電子証明書を
選択



パスワードを入力



有効性確認
タップ



※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続を行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒110-8655 東京都台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎
東京国税局業務センター(向島税務署)

【問合せ先】〒131-8509 墨田区東向島2-7-14 Tel. 03(3614)5231(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者にご用件にお答えします。